



笑顔あふれる前橋をつくる 新しい力を募集します

来年4月1日付で採用予定の職員採用試験を行います。試験の概要は下表のとおり。試験案内は、市役所職員課や各支所・市民サービスセンターにあります。また、申込書は本市ホームページからダウンロードもできます。郵送で請求する場合は、封筒の表に「採用試験申込用紙請求」と「試験区分」を朱書きし、140円切手を張った、あて先明記の返信用封筒（A4サイズ）を同封してください。

問い合わせは 職員課 ☎898-6507

市職員採用試験のご案内					
試験区分	採用予定数	受験資格	試験案内の配布	申込受付期間	第1次試験日
事務Ⅰ（試験は大卒程度）	33人	次のいずれかに該当する人 ①昭和59年4月2日～平成2年4月1日生まれの人 ②平成2年4月2日以降生まれで学校教育法による大学を卒業した人 または平成24年3月31日までに卒業見込みの人	5月11日(水)～26日(水)	5月12日(木)～26日(木)	6月19日(日)
土木Ⅰ（試験は大卒程度）	10人				
建築Ⅰ（試験は大卒程度）	4人	次のいずれかに該当する人 ①昭和51年4月2日以降生まれで、一級建築士資格のある人 ②昭和59年4月2日～平成2年4月1日生まれの人 ③平成2年4月2日以降生まれで学校教育法による大学を卒業した人 または平成24年3月31日までに卒業見込みの人			
保健師	2人	昭和59年4月2日以降生まれで、保健師資格のある人 (平成23年度中に取得見込みを含む)			
薬剤師	4人	昭和56年4月2日以降生まれで、薬剤師資格のある人 (平成23年度中に取得見込みを含む)	7月15日(金)～8月25日(水)	8月11日(水)～25日(水)	9月18日(日)
消防職Ⅰ（注） （試験は大卒程度）	8人	次のいずれかに該当する人 ①昭和60年4月2日～平成2年4月1日生まれの人 ②平成2年4月2日以降生まれで学校教育法による大学を卒業した人 または平成24年3月31日までに卒業見込みの人			
事務Ⅱ（試験は高卒程度）	2人	昭和63年4月2日～平成6年4月1日生まれの人 ただし、大学を卒業した人・卒業見込みの人は受験不可			
保育士	4人	昭和60年4月2日以降生まれで、保育士資格のある人 (平成23年度中に取得見込みを含む)	7月15日(金)～8月25日(水)	8月11日(水)～25日(水)	9月18日(日)
消防職Ⅱ（注） （試験は高卒程度）	2人	昭和63年4月2日～平成6年4月1日生まれの人 ただし、大学を卒業した人・卒業見込みの人は受験不可			

(注) 消防職Ⅰ、Ⅱはこれ以外に身体の条件が加わります。詳しくは「試験案内」を参照。

若い感性と無限の想像力で 心と想いを詩につづろう

第15回「詩のまち前橋若い芽のポエム」の作品を募集します。小学生の部、中学生の部、高校生の部それぞれに美穂賞（金賞）、銀賞、銅賞、佳作、入選を選び、表彰します。

対象＝全国の小中学生・高校生

申し込み＝自作で未発表の自由詩、1人1編をB4サイズ400字詰め原稿用紙に縦書きで2枚以内と応募用紙を、8月1日(月)までに市役所文化国際課「若い芽のポエム」係（☎898-5856）へ郵送か直接

発表＝10月中に入賞者と入賞者所属校に通知

選考委員（敬称略・50音順）＝新井豊美、菊田守、高貝弘也、梁瀬和男

推薦委員（同）＝新井啓子、大石規子、片岡直子、鈴木正樹、曾根ヨシ、梁瀬和男ほか



■子どもと高齢者の交通事故を防ぐ
昨年1年間に起きた市内の交通事故での死亡者の半数以上が高齢者でした。また、これからの時期は新入学児童などが通学に慣れ、心の緩みが出てくるころ。子どもや高齢者を見つけたら、徐行や一時停止を心掛けてください。



■交差点での事故と追突事故の防止
交通事故の約7割が、交差点での出会い頭の事故と追突事故です。一時停止や安全確認、車間距離の保持、早めの合図で事故は減らせます。

■飲酒運転の根絶を
飲酒運転は絶対にしてはいけません。「飲んだら乗らない」「乗る人には飲ませない」という強い意志を持ってください。

■自転車の安全利用の推進
歩行者が自転車に衝突されて死亡した事故が発生しています。歩行者も自転車もお互いに譲り合いの気持ちで事故を防ぎましょう。

問い合わせは 交通政策課 ☎898-6263

5月11日(水)から20日(金)まで春の全国交通安全運動を実施します。また、5月20日は交通事故死ゼロを目指す日です。一人一人の心掛けで交通事故をなくしましょう。

春の全国交通安全運動

一人一人の心掛けで悲劇は減らせる

快適な環境のため 浄化槽管理は適正に

問い合わせは 保守点検や清掃については 南部清掃事務所 ☎221-0020
法定検査については 県環境検査事業団 ☎237-5111

浄化槽管理者（設置者）には、浄化槽法により法定検査、保守点検、清掃が義務付けられています。浄化槽はきれいな水環境を守るためになくならないもの。浄化槽の管理を適正に行い、快適な水環境づくりに協力してください。

■法定検査

指定検査機関、(県環境検査事業団)による次の検査を受けてください。

①使用開始後3～5カ月間（7条検査）

浄化槽が所定の機能を発揮しているか検査を行います。

②年1回（11条検査）

浄化槽の外観や水質、書類検査を行います。

■定期的な保守点検

浄化槽が正常に動くように、市の登録業者に依頼して定期的に点検、消毒剤の補給などを行ってください。

■清掃と汚泥の抜き取り

年1回、市の許可業者に依頼して、浄化槽内の清掃と汚泥の抜き取りを行ってください。汚泥などが浄化槽内にたまると放流される水の水質が悪くなり、浄化槽の故障につながります。

■浄化槽の使用をやめる

公共下水道への切り替えなどにより浄化槽の使用をやめるときは、南部清掃事務所で手続きが必要です。